

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8 月 9 日

【会社名】 飯田グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Iida Group Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西河 洋一

【本店の所在の場所】 東京都西東京市北原町三丁目 2 番22号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 一建設株式会社
常務取締役管理本部長 青柳 秀樹
株式会社飯田産業
取締役専務執行役員 経営企画部長 千葉 雄二郎
株式会社東栄住宅
取締役兼専務執行役員首都圏事業開発本部長 三浦 春治
タクトホーム株式会社
社長室長 柴山 聡
株式会社アーネストワン
執行役員管理本部長 岡田 慶太
アイディホーム株式会社
取締役管理部長 櫻井 秀彦

【最寄りの連絡場所】 一建設株式会社
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
株式会社飯田産業
東京都武蔵野市境二丁目 2 番 2 号
株式会社東栄住宅
東京都西東京市芝久保町四丁目26番 3 号
タクトホーム株式会社
東京都西東京市東伏見三丁目 6 番19号
株式会社アーネストワン
東京都西東京市北原町三丁目 2 番22号
アイディホーム株式会社
東京都西東京市西原町一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 一建設株式会社
03(5393)3098
株式会社飯田産業
0422(36)8848
株式会社東栄住宅
042(463)8845
タクトホーム株式会社
042(464)8788
株式会社アーネストワン
042(461)6288
アイディホーム株式会社
042(451)8868

【事務連絡者氏名】	一建設株式会社 常務取締役管理本部長 青柳 秀樹 株式会社飯田産業 取締役専務執行役員 経営企画部長 千葉 雄二郎 株式会社東栄住宅 取締役兼専務執行役員首都圏事業開発本部長 三浦 春治 タクトホーム株式会社 社長室長 柴山 聡 株式会社アーネストワン 執行役員管理本部長 岡田 慶太 アイディホーム株式会社 取締役管理部長 櫻井 秀彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	263,607,463,868円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、一建設株式会社(以下「一建設」といいます。)の平成25年1月31日における株主資本の額(簿価)、株式会社飯田産業(以下「飯田産業」といいます。)の平成25年4月30日における株主資本の額(簿価)、株式会社東栄住宅(以下「東栄住宅」といいます。)の平成25年1月31日における株主資本の額(簿価)、タクトホーム株式会社(以下「タクトホーム」といいます。)の平成24年5月31日における株主資本の額(簿価)、株式会社アーネストワン(以下「アーネストワン」といいます。)の平成25年3月31日における株主資本の額(簿価)及びアイディホーム株式会社(以下「アイディホーム」といいます。)の平成24年12月31日における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月11日付で提出した有価証券届出書及び平成25年8月1日付並びに平成25年8月5日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年8月8日開催のアイディホームの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、また、アイディホームは平成25年8月8日付で四半期報告書を提出したこと、平成25年8月9日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したこと、また、平成25年8月1日付で飯田産業が有価証券報告書の訂正報告書を提出したこと、平成25年8月9日付で東栄住宅が臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するとともに、その他の記載事項の一部につき訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、アイディホームの臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

3 組織再編成に係る契約

1 . 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

訂正報告書

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

（添付書類の追加）

アイディホームの臨時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	294,151,996株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、飯田グループホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 平成25年6月11日に6社（以下に定義します。）が公表した自己株式の消却実施後の平成25年6月14日現在における、一建設の発行済株式総数（28,562,130株）、飯田産業の発行済株式総数（59,479,534株）、東栄住宅の発行済株式総数（26,958,535株）、タクトホームの発行済株式総数（231,892株）、アーネストワンの発行済株式総数（65,687,321株）及びアイディホームの発行済株式総数（4,761,010株）に基づいて算出しております。ただし、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、基準時（以下に定義します。）の直前時点においてそれぞれが保有する自己株式を消却することを予定しておりますが、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

- 2 普通株式は、平成25年6月27日に開催された一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各取締役会の決議（株式移転計画作成及び統合契約書締結の承認）、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成25年8月8日に開催予定のアイディホームの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成25年8月23日に開催予定のタクトホームの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）並びに平成25年8月30日に開催予定の一建設、東栄住宅及びアーネストワンの各臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

（以下略）

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	294,151,996株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、飯田グループホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1 平成25年6月11日に6社（以下に定義します。）が公表した自己株式の消却実施後の平成25年6月14日現在における、一建設の発行済株式総数（28,562,130株）、飯田産業の発行済株式総数（59,479,534株）、東栄住宅の発行済株式総数（26,958,535株）、タクトホームの発行済株式総数（231,892株）、アーネストワンの発行済株式総数（65,687,321株）及びアイディホームの発行済株式総数（4,761,010株）に基づいて算出しております。ただし、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、基準時（以下に定義します。）の直前時点においてそれぞれが保有する自己株式を消却することを予定しておりますが、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年6月27日に開催された一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各取締役会の決議（株式移転計画作成及び統合契約書締結の承認）、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成25年8月8日に開催されたアイディホームの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成25年8月23日に開催予定のタクトホームの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）並びに平成25年8月30日に開催予定の一建設、東栄住宅及びアーネストワンの各臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

(以下略)

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

（訂正前）

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、それぞれの株主総会による承認を条件として、平成25年11月1日（予定）をもって、当社を完全親会社とし、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームを完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成25年6月27日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。また、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、同日付で、共同株式移転の方法により6社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約書に基づき、一建設の普通株式1株に対して当社の普通株式3.14株、飯田産業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、東栄住宅の普通株式1株に対して当社の普通株式1.16株、タクトホームの普通株式1株に対して当社の普通株式108株、アーネストワンの普通株式1株に対して当社の普通株式1.16株、アイディホームの普通株式1株に対して当社の普通株式2.62株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会において承認されております。また、平成25年8月8日に開催されるアイディホームの臨時株主総会、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）、

（訂正後）

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、それぞれの株主総会による承認を条件として、平成25年11月1日（予定）をもって、当社を完全親会社とし、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームを完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成25年6月27日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。また、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、同日付で、共同株式移転の方法により6社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約書に基づき、一建設の普通株式1株に対して当社の普通株式3.14株、飯田産業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、東栄住宅の普通株式1株に対して当社の普通株式1.16株、タクトホームの普通株式1株に対して当社の普通株式108株、アーネストワンの普通株式1株に対して当社の普通株式1.16株、アイディホームの普通株式1株に対して当社の普通株式2.62株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会並びに平成25年8月8日に開催されたアイディホームの臨時株主総会において承認されております。また、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）、

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの株主が、その有する一建設の普通株式、飯田産業の普通株式、東栄住宅の普通株式、タクトホームの普通株式、アーネストワンの普通株式又はアイディホームの普通株式につき、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会、平成25年8月8日に開催されるアイディホームの臨時株主総会、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれ一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して通知し、かつ、上記各株主総会において本株式移転に反対し、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームが、上記各株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの株主が、その有する一建設の普通株式、飯田産業の普通株式、東栄住宅の普通株式、タクトホームの普通株式、アーネストワンの普通株式又はアイディホームの普通株式につき、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会、平成25年8月8日に開催されたアイディホームの臨時株主総会、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれ一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して通知し、かつ、上記各株主総会において本株式移転に反対し、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームが、上記各株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの本店に、一建設においては平成25年8月13日より、東栄住宅においては平成25年8月15日より、タクトホームにおいては平成25年8月8日より、アーネストワンにおいては平成25年8月15日より、それぞれ備え置く予定であり、また、飯田産業においては平成25年7月12日より、アイディホームにおいては平成25年7月24日より、それぞれ備え置いております。の書類は、平成25年6月27日開催の一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの取締役会において承認された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの最終事業年度の計算書類等に関する書類であります。の書類は、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。の書類は、一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書面であります。

これらの書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書締結	平成24年12月25日
統合契約書締結、株式移転計画書作成、移転計画作成承認取締役会	平成25年6月27日
株式移転計画承認定時株主総会（飯田産業）	平成25年7月30日
株式移転計画承認臨時株主総会（アイディホーム）	平成25年8月8日（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（タクトホーム）	平成25年8月23日（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（一建設、東栄住宅、アーネストワン）	平成25年8月30日（予定）
6社の株式の上場廃止日	平成25年10月29日（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年11月1日（予定）
当社株式新規上場日	平成25年11月1日（予定）

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続きの進行その他の事由により、必要な場合には、6社で協議し合意の上で変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの株主が、その有する一建設の普通株式、飯田産業の普通株式、東栄住宅の普通株式、タクトホームの普通株式、アーネストワンの普通株式又はアイディホームの普通株式につき、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会、平成25年8月8日に開催されるアイディホームの臨時株主総会、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれ一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して通知し、かつ、上記各株主総会において本株式移転に反対し、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームが、上記各株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

（訂正後）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの本店に、一建設においては平成25年8月13日より、東栄住宅においては平成25年8月15日より、アーネストワンにおいては平成25年8月15日より、それぞれ備え置く予定であり、また、飯田産業においては平成25年7月12日より、タクトホームにおいては平成25年8月8日より、アイディホームにおいては平成25年7月24日より、それぞれ備え置いております。の書類は、平成25年6月27日開催の一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの取締役会において承認された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの最終事業年度の計算書類等に関する書類であります。の書類は、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。の書類は、一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書面であります。

これらの書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書締結	平成24年12月25日
統合契約書締結、株式移転計画書作成、移転計画作成承認取締役会	平成25年6月27日
株式移転計画承認定時株主総会（飯田産業）	平成25年7月30日
株式移転計画承認臨時株主総会（アイディホーム）	平成25年8月8日
株式移転計画承認定時株主総会（タクトホーム）	平成25年8月23日（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（一建設、東栄住宅、アーネストワン）	平成25年8月30日（予定）
6社の株式の上場廃止日	平成25年10月29日（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年11月1日（予定）
当社株式新規上場日	平成25年11月1日（予定）

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続きの進行その他の事由により、必要な場合には、6社で協議し合意の上で変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの株主が、その有する一建設の普通株式、飯田産業の普通株式、東栄住宅の普通株式、タクトホームの普通株式、アーネストワンの普通株式又はアイディホームの普通株式につき、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年7月30日に開催された飯田産業の定時株主総会、平成25年8月8日に開催されたアイディホームの臨時株主総会、平成25年8月23日に開催されるタクトホームの定時株主総会並びに平成25年8月30日に開催される一建設、東栄住宅、アーネストワンの各臨時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれ一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームに対して通知し、かつ、上記各株主総会において本株式移転に反対し、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン又はアイディホームが、上記各株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成24年12月25日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについての基本合意に達し、同日基本合意書を締結いたしました。
- 平成25年6月27日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、各社取締役会において決議の上、「統合契約書」を締結し、共同して「株式移転計画書」を作成いたしました。
- 平成25年7月30日 飯田産業の定時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議されました。
- 平成25年8月8日 アイディホームの臨時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成25年8月23日 タクトホームの定時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成25年8月30日 一建設、東栄住宅及びアーネストワンのそれぞれの臨時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成25年11月1日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームが株式移転の方法により当社を設立する予定であります。
当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの沿革につきましては、6社の有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）に記載のとおりです。

（訂正後）

- 平成24年12月25日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについての基本合意に達し、同日基本合意書を締結いたしました。
- 平成25年6月27日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームは、各社取締役会において決議の上、「統合契約書」を締結し、共同して「株式移転計画書」を作成いたしました。
- 平成25年7月30日 飯田産業の定時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議されました。
- 平成25年8月8日 アイディホームの臨時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議されました。
- 平成25年8月23日 タクトホームの定時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成25年8月30日 一建設、東栄住宅及びアーネストワンのそれぞれの臨時株主総会において、6社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成25年11月1日 一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームが株式移転の方法により当社を設立する予定であります。
当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの沿革につきましては、6社の有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの業績等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの業績等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの生産、受注及び販売の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの生産、受注及び販売の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの対処すべき課題については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの対処すべき課題については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経営上の重要な契約等については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経営上の重要な契約等については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの研究開発活動については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの研究開発活動については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備投資等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備投資等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの主要な設備の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの主要な設備の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備の新設、除却等の計画については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備の新設、除却等の計画については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経理の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経理の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

一建設

事業年度 第47期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月13日関東財務局長に提出。

飯田産業

該当事項はありません。

東栄住宅

事業年度 第63期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月10日関東財務局長に提出。

タクトホーム

事業年度 第30期第1四半期（自平成24年6月1日 至平成24年8月31日）平成24年10月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自平成24年9月1日 至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第3四半期（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）平成25年4月12日関東財務局長に提出。

アーネストワン

該当事項はありません。

アイディホーム

事業年度 第19期第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月10日関東財務局長に提出。

（訂正後）

一建設

事業年度 第47期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月13日関東財務局長に提出。

飯田産業

該当事項はありません。

東栄住宅

事業年度 第63期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月10日関東財務局長に提出。

タクトホーム

事業年度 第30期第1四半期（自平成24年6月1日 至平成24年8月31日）平成24年10月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自平成24年9月1日 至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第3四半期（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）平成25年4月12日関東財務局長に提出。

アーネストワン

該当事項はありません。

アイディホーム

事業年度 第19期第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第19期第2四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月31日）平成25年8月8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(訂正前)

二建設

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

飯田産業

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月5日に関東財務局長に提出。

東栄住宅

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

タクトホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

アーネストワン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出。

アイディホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

（訂正後）

一建設

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

飯田産業

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月5日に関東財務局長に提出。

東栄住宅

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

タクトホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

アーネストワン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出。

アイディホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

一建設

該当事項はありません。

飯田産業

訂正報告書（上記のうち平成25年7月30日付有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月1日に関東財務局長に提出。

東栄住宅

訂正報告書（上記のうち平成25年6月28日付臨時報告書の訂正報告書）を平成25年8月9日に関東財務局長に提出。

タクトホーム

該当事項はありません。

アーネストワン

該当事項はありません。

アイディホーム

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

(訂正前)

一建設

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

飯田産業

株式会社飯田産業新横浜支店

(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目18番 1 号)

株式会社飯田産業大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区上小町497番地 5)

株式会社飯田産業柏支店

(千葉県柏市中央町 5 番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

東栄住宅

株式会社東栄住宅川越支店

(埼玉県川越市新宿町四丁目 4 番地65)

株式会社東栄住宅藤沢営業所

(神奈川県藤沢市本町一丁目 3 番41号)

株式会社東栄住宅松戸営業所

(千葉県松戸市紙敷一丁目13番地の 8)

株式会社東栄住宅名古屋支店

(愛知県名古屋市緑区青山三丁目30番山口ビル 2 階)

株式会社東栄住宅西宮支店

(兵庫県西宮市中前田町 7 番32号アルカサル愛希 1 階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

タクトホーム

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

アーネストワン

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

アイディホーム

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

(訂正後)

一建設

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

飯田産業

株式会社飯田産業新横浜支店
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目18番1号)
株式会社飯田産業大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町497番地5)
株式会社飯田産業柏支店
(千葉県柏市中央町5番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東栄住宅

株式会社東栄住宅川越支店
(埼玉県川越市新宿町四丁目4番地65)
株式会社東栄住宅藤沢営業所
(神奈川県藤沢市本町一丁目3番41号)
株式会社東栄住宅松戸営業所
(千葉県松戸市紙敷一丁目13番地の8)
株式会社東栄住宅名古屋支店
(愛知県名古屋市緑区青山三丁目30番山口ビル2階)
株式会社東栄住宅西宮支店
(兵庫県西宮市中前田町7番32号アルカサル愛希1階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

タクトホーム

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

アーネストワン

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

アイディホーム

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)